

条件付き一般競争入札の実施について

次のとおり条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年9月30日

射水市長 夏野元志

入札番号	第677号	
工種	水道施設工事	
工事件名	農業集落排水 本江処理場電気設備更新工事	
施工場所	射水市 本江 地内	
工事完成期限	令和9年3月25日	
工事概要	動力制御盤 N=1面 非常用発電機 N=1台	
予定価格	¥ 42,960,000 - (消費税及び地方消費税相当額を含まない)	
低入札調査基準価格	設定あり ・調査基準価格を下回る入札が行われた場合、落札者の決定を保留する。 ・調査基準価格を下回る価格で落札した場合、契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。	
失格基準価格	設定なし	
入札方式	条件付き一般競争入札 事後審査方式	
入札参加資格	営業所の所在地	富山県内に主たる営業所または入札・契約権限を委任された営業所を有する者
	等級又は総合評定値	射水市建設工事入札参加資格者名簿の水道施設工事に登載されている者
	配置技術者	建設業法に定める水道施設工事業に係る監理技術者又は主任技術者を配置できる者（この工事に専任で配置すること。） 浄化槽技術管理者および浄化槽管理士の2つの資格を有する作業主任者を自社で配置すること。 ※様式第1号（設計図書配布等申請書）を提出する際、浄化槽技術管理者および浄化槽管理士の資格を有することを証するものを添付すること。
	その他	射水市公共工事一般競争入札実施要領第4条のとおり
入札の無効	射水市契約規則第5条、射水市建設工事等入札心得第5条、射水市電子入札実施要領第13条及び射水市電子入札運用基準で規定する無効の入札のとおり	
入札方法	電子入札システムによる入札	
入札書の提出期間	令和8年10月16日（金） 午前9時00分から 令和8年10月20日（火） 正午まで （土日・祝日及び電子入札システムの運用時間外を除く）	
開札日時	令和8年10月21日（水） 午前 10時00分	
開札場所	電子入札システム	

入 札 保 証 金	免除
契 約 保 証 金	納付（契約締結時に納付すること。）
積 算 内 訳 書	要提出（入札書に添付すること。）
設 計 図 書 の 配 布 申 請 期 間	令和8年9月30日（水） 午前10時00分から 令和8年10月14日（水） 午後5時00分まで 設計図書閲覧に要するパスワードは、電子入札システムにより「設計図書配布等申請書（様式第1号）」及び「必要書類」を提出後、案件のアナウンス機能から確認できます。
設 計 図 書 に 対 する 質 問 期 限	令和8年10月14日（水） 午後5時00分まで この公告にかかる設計図書等に対する質問書等の提出は、電子入札システムより所定の様式を添付して行ってください。
設 計 図 書 に 対 する 回 答 期 限	令和8年10月15日（木） 午後5時00分まで
そ の 他	(1) この公告に定めるもののほか、この入札に必要な事項については、射水市契約規則、射水市公共工事一般競争入札実施要領、射水市建設工事等入札心得、射水市電子入札実施要領及び射水市電子入札運用基準の定めるところによる。 (2) 入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより、次の書類を提出すること。なお、各様式の記載内容にかかる確認資料については、必要に応じて、提出を求める。 ア 設計図書配布等申請書（様式第1号） イ 技術提案資料（総合評価方式の場合） ウ 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第2号） ※ア、イはこの案件の公告に従い、入札情報公開システム「様式ダウンロード」から取得し、必要事項を記入した上、競争参加資格確認申請書提出画面における添付資料として提出するもの。 ※ウは開札後、事後審査資料提出依頼の通知があった場合に、必要事項を記入した上、この案件の公告に従い、必要書類とあわせて事後審査資料提出画面から提出するもの。 (3) 低入札価格調査の対象工事における技術者の配置については、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるものとする。 ア 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられている工事の場合 専任配置が義務付けられている技術者とは別に、同法の規定により監理技術者の配置が義務付けられる工事にあつては監理技術者の資格を有する者を、それ以外の工事にあつては主任技術者になり得る資格を有する者を1人、専任配置するものとする。この場合において、これらの工事に配置する技術者は、請負者と3か月以上の雇用関係にある者に限る。 イ 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられていない工事の場合 同法の規定により配置が義務付けられている技術者を、専任配置するものとする。 (4) (3)アにより別に配置される技術者は、監理技術者等を補助し、監理技術者等と同様の職務を行うものとする。 射水市財務管理部総務課（電話0766-51-6615）